

## 川越年金事務所での予約相談をご利用ください


日本年金機構川越年金事務所では、年金のご相談・お手続きの相談窓口の混雑解消のため、予約されたお客様を優先に相談を行っています。予約をせずに窓口へ行かれますと、長時間お待ちいただく場合があります。年金のご相談・お手続きの際は、基礎年金番号がわかる年金手帳や年金証書をご準備の上、必ず下記の「予約受付専用電話」等で事前にご予約ください。

予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890  
 予約受付番号受付時間 月～金（平日）午前8時30分～午後5時15分

## 11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

ご自身の年金記録や年金額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金額の試算をすることもできます。

「ねんきんネット」の詳しいご利用方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

☎ねんきん加入者ダイヤル  
 ☎0570-003-004  
 ☎町民課 国保年金担当  
 ☎内線121  
 ☎日本年金機構ホームページ  
 （ねんきんネット） QR ▶ 

## 低所得世帯支援給付金のお知らせ

越生町では、エネルギー・食料品価格等の価格高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

**対象世帯** ①令和5年6月1日現在、越生町に住居がある方で、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く）  
 ②令和5年1月以降の家計急変世帯  
 ※予期せず令和5年1月以降の収入が減少し、同一世帯に属する方全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯  
 ※所得があるにもかかわらず未申告の場合や、他の自治体から同様の給付金を受給されている場合等は支給対象となりません。

**金額** 1世帯あたり3万円  
**申請方法** ①の世帯については「確認書」を送っています。内容を確認のうえ「確認書」を提出してください。  
 ②の世帯については、申請が必要です。申請書は健康福祉課窓口にて配布及び町ホームページに掲載しています。

**申請期限** 10月31日（火）  
 ※非課税世帯にもかかわらず確認書が届かない場合や、家計急変世帯に該当するかどうかわからない場合等ご不明な点は、お問合わせください。

☎健康福祉課 福祉担当  
 ☎内線112・113

## 子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

**対象者** 対象児童を養育している方で、次のいずれかに該当する方。

- ①越生町から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した方（支給済）
- ②①以外の方で、令和5年度分の住民税均等割が非課税の方、または物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の収入が減少し、令和5年分の住民税均等割が非課税の方と同様の水準になった方

※対象児童は、平成17年4月2日から令和6年2月末日までに生まれた児童（特別児童扶養手当の対象児童は平成15年4月2日から令和6年2月末日まで）。

**支給額** 対象児童1人当たり5万円  
 ※支給額は児童1人当たり5万円を限度とし、重複での支給は行いません。

**手続き** ①に該当する方は申請不要です。  
 ②に該当する方は申請が必要です。申請方法、家計急変の状況等はお問合わせください。

※町ホームページにも掲載しております。

**申請期限** 令和6年2月29日（木）

☎子育て支援課 子ども担当  
 ☎内線161・162

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当について

### ○児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障害があるときに支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### ○特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 共通事項

- ・資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請者又は配偶者、扶養義務者の所得に応じて支給の制限があります。
- ・児童扶養手当を受けている方は、毎年8月中旬に「現況届」を、特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までの間に「所得状況届」を提出する必要があります。提出がないと受給資格があっても引き続き受給することができなくなりますのでご注意ください。

詳しい申請要件等は子育て支援課へお問合わせください。

☎子育て支援課 子ども担当  
 ☎内線162

広告

**うちの子「結婚」しないのかしら?**  
**独身のお子様の結婚相談承ります**

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。  
 まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎049-243-8428  
 結婚相談所 ムスベル



**廃車引取り無料!!**  
 事故車・不動態でも買取り出来る場合もあります!

**G.K ガレージ KANAMORI**  
 新車/中古車販売 車検 板金 修理 保険

車のことなら何でも  
 お気軽にお問い合わせ下さい!!  
 毛呂山町毛呂本郷1364-1  
 TEL 049-294-5744  
 携帯電話 090-1690-7744



**ガラス修理**

断熱・防音・ガラス・サッシ  
 創業47年の実績と信頼

**石井ガラス工業**  
 TEL:292-4451 (駅徒歩3分) 越生 992-2



広告